

工芸品商談促進事業助成制度

金沢市では、工芸品の販路の開拓を目的として、国内で展示商談会、展覧会等を主催する市内の生産・加工・販売企業や従事者等に対し、その経費の一部を助成します。

概要

- ◇対象：工芸品の生産、加工、販売等を行う又はこれらに従事する下記のもの
①市内に主たる事業所もしくは生産施設を有する中小企業者、または市内に主たる事務所を有する中小企業団体（構成員のうち、市内で事業を営むものが1／2以上の団体に限ります。）
②市内に住居又は工房等を持つ従事者
③上記①～②の者で構成される団体
※1年以上市内に主たる事業所等を有し、市税の滞納が無いこと
- ◇対象経費：会場借上費、会場設営費、工芸品の梱包輸送費、パンフレット等広報物製作費、交通費及び宿泊費（交通費及び宿泊費は県外開催の場合のみ）
- ◇助成額：

開催地が三大都市圏の場合	対象経費の1/2	限度額 30万円
開催地が上記以外の場合	対象経費の1/2	限度額 15万円
- ◇募集時期：随時（ただし、令和7年度分については令和7年12月26日まで）
※事業着手の3週間前までに申請してください。
令和8年度分についても随時ご相談を受け付けております。特に年度当初に開催予定の展示商談会等については早めにご相談ください。ただし、令和8年度の予算措置が講じられることが前提となります。また、制度内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。
- ◇申請方法：クラフト政策推進課のHPをご覧いただきか、電話にてお問い合わせください。
- ◇その他：他の助成制度との重複は認められません。
補助金交付申請書には、対象経費に関する請求書及び領収書等の添付が必要です。
認定日以前に支払った費用は対象なりません。
この助成制度を利用できる回数は各年度1回まで、合計3回までです。
当助成を利用する場合、同一年度内に、工芸品国際販路開拓支援事業助成を受けることはできません。詳細は、下記担当へお問い合わせください。

◇補助金交付の流れ

- 「助成制度認定申請書」を市へ提出
↓
市から「助成認定」の通知
↓
展示商談会等開催
↓
「補助金交付申請書」を市へ提出
↓
内容を確認の上、補助金を交付

【お問い合わせ先】

〒920-8577
金沢市広坂1-1-1
金沢市経済局
クラフト政策推進課
工芸品商談促進事業助成担当 まで
TEL 220-2373 FAX 260-7191

金沢市のホームページ

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kurafutoseisakusuishinka/gyomuannai/3/6544.html>